

木 城 町

農 香 だ よ り



第37号
編集・発行
木城町農業委員会
TEL 32-4738



木城町農業者年金受給者協議会「グランドゴルフ大会」において、
農年受給協会員と農業委員・農地利用最適化推進委員との交流
《令和3年12月10日（金）木城町総合運動場》

●●● 主な内容 ●●●

- 農業委員会の紹介 (ページ)
- 会長挨拶、事務局職員紹介……P 2
- 農業委員、農地利用最適化
推進委員の紹介…P 3～4
- 農業委員会からのお知らせ
- 農地の相続及び
各委員担当地区について ……P 5
- 認定新規就農者・
農業委員会のお仕事紹介……P 6
- 農業者年金の紹介………P 7
- 農地中間管理事業の紹介………P 8

農家・就農相談日		定例総会	
月日	時 間	月日	時 間
R4.2/21	10:00 ~ 12:00	R4.2/28	9:00 ~ 12:00 (予定)
3/22		3/28	
4/20		4/28	
5/20		5/30	
6/20		6/28	
7/20		7/28	
8/22		8/29	
9/20		9/28	
10/20		10/28	
11/21		11/28	

※場所は役場別館にて開催しています。

会長のあいさつ

木城町農業委員会

会長 後藤 三 木



私たち木城町農業委員会は、新メンバーになってほぼ1年半になろうとしています。が、コロナ感染症の影響で、研修会もできないまま、委員さんたちは懸命にそれぞれの案件に向き合い頑張っています。

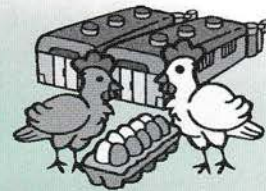
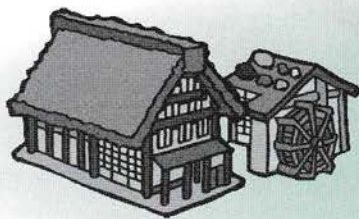
何かありましたら、それぞれの委員にお

声掛け下さい。少しでもお手伝いできるよう、皆日頃から心掛けています。大切な農地を次へ繋げるよう共に努めましょう。

今年の冬はラニーニャ現象が発生する可能性が大きいということで、かなり寒さが厳しくなるとの予報も出ています。農作物の管理はもちろんです。体調管理をしっかりとって、冬を乗り越えて下さい。

マスク・手洗い・うがいを忘れずに。

2022年が素晴らしい年になりますように。



農業委員会事務局職員の紹介

事務局長	吉岡 信明
主幹	眞崎 哲子
会計年度 任用職員	深水 万里

専門監	高橋 茂義
農地利用調整 補助員	押川 道彦

★全国農業新聞のご案内★

全国農業新聞を購読しませんか？

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織(全国農業新聞)が発行する週刊の農業総合専門紙です。毎週金曜日発行(月額700円・年間8,400円)となります。お問合せ、購読申し込みは、農業委員会へお気軽にどうぞ！

農業委員の紹介

令和2年7月20日からの新しい農業委員のご紹介です。
 (委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日となります。)

会長：後藤 ミホ



新型コロナウイルス感染拡大の影響で、せっかく定着しつつあった「もちもち体験隊」の活動ができなかったことが残念です。また、地域でも高齢化が進み、離農せざるを得ない方もいらっしゃるようです。その方々の農地を荒らすことのないよう、担い手へ繋いでいくお手伝いをさせていただければと思います。

副会長：久保 一美



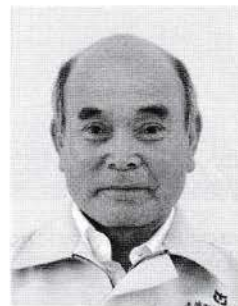
地域を回っていますと、遊休農地が少しずつ増えていると感じています。地域農業を支えてくれている皆様に感謝しています。農地売買（あっせん事業）、貸借、農地中間管理事業などありますので、お気軽に相談してください！！
 コロナが収まりましたら個別に農家を巡回しますので、その時はよろしくお祈りします。

農地部長：上川 安博



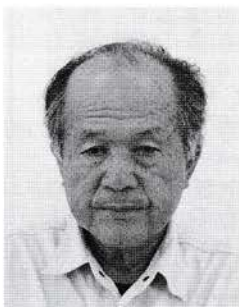
農業委員を拝命して2年が経過しようとしていますが、担当地区の農地利用がスムーズに進行する様頑張っていますので、よろしくお願い致します。

農政部長：平野 豊文



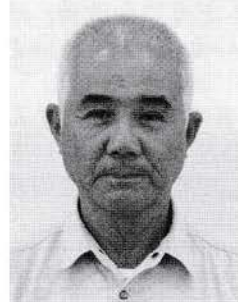
「頂きます。頂きました。」この言葉を当たり前のように繰り返していますが、この言葉の中には、私達が生きていくために食べ物が必要となります。この大事な食べ物を、日夜汗して生産していただいております農家の皆様に、心から感謝申し上げます。今後の皆様の疑問・質問に対し、正しく解答できる様精一杯がんばりますので宜しくお願い致します。

農地委員：西 哲郎



私の担当地区、石河内本村では特に高齢化・後継者不足等、この先の農業等の継続が心配されます。担い手、新たな就農者を探す事が大事と思われまます。常に情報・農業等に興味のある人に声をかけ、地元石河内をPRしています。
 農業委員としてはまだまだですが、この先も地元のために頑張ってお務めていきたいと思ひます。

農地委員：曾我 広



コロナ禍の1年、先輩委員に助けられながらの年でした。農地の取引など後継者に託す地権者の想い、今後も農政の事について学習していきたいと思ひます。

農政委員：大山 裕加



農業委員になり1年半になりますが、仕事に慣れることで精一杯でした。今後は、皆さんに支えられるだけではなく一戦力となれるようスキルアップしていきたいと思ひます。
 皆様のお役に立てるよう努めて参りますので、よろしくお願い致します。

令和3年度木城町農業者年金受給者協議会
 「グランドゴルフ大会」上位入賞者
 《令和3年12月10日（金）開催》

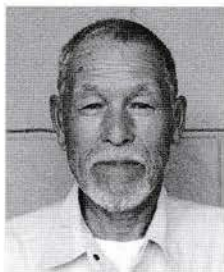
順位	氏 名	地区名
優勝	黒 木 泰 三	櫛 野
2位	一 宮 昭 八	岩 戸
3位	上 川 安 博	農業委員
4位	大 橋 健 一	中 原
5位	中 田 彌 太 郎	平 城

農地利用最適化推進委員の紹介

(委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなります。)

椎木地区

吉岡 定男



農地利用最適化推進委員の吉岡です。今回2期目となります。担当地区は比木と岩淵です。毎月数回の巡回を行いながら、農地の現状を確認したり、農家の皆様の相談を受けたりしています。

今後、高齢化や後継者問題は深刻になると思います。今後も農家の皆様の手助けになるよう努力したいと思います。

藤井 恒美



担当地区は、椎木(3)地区です。

農家の高齢化に伴い、離農者が多くなりました。その中で、木城町の基幹産業である農業を如何に発展させるかを考えた時、悩みは深くなるばかりです。

國岡 伸二



木城町の農地を守り、農業一般に関する調査や情報の紹介、賃借料の情報、田畑売買の推進委員としての活動に精力的に頑張っていきたいと思います。



高城地区

久保田 博文



農地パトロールにて見受けられる遊休農地ですが、一農家としてもどうにか改善、活用できないかと思っています。

簡単な事ではありませんが、行政の方とも話し合いを進め、少しでも遊休農地の減少に努めたいと思います。

田村 和之



ようやく御用聞きができるようになりました。そうすると相談も多くなりました。「たぬきを捕まえたときはどうするんや」には??

4年目の推進委員の田村和之(たむらやすゆき)です。担当の高城・田神だけでなく、情報をもらえれば相方の久保委員といつでもどこでも駆けつけまっさ。

川原地区

永友 文法



1年が過ぎてコロナコロナ、不安になったり、少し安心したり、ニュースや情報の気になる1年でした。皆様も同じ気持ちで頑張られていたと思います。

推進委員として一步一步進み、少しでも力になればと思っていますので、よろしくお祈りします。

石河内・中之又地区

永友 正



農地利用最適化推進委員として早1年を過ぎました。

農業委員会の一員として、協力を第一とし皆様に迷惑をかけないように一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお祈り致します。



相続等によって農地の権利を取得した時は、農業委員会への届出(農地法第3条の3)が必要です。

そこで、木城町農業委員会より、大事な問題とは…?

農地の所有者がお亡くなりになった際は、相続登記が必要となります。ところが、相続登記をせずに、そのままにしておくと、その農地は相続人全体の共有となります。その後、相続が繰り返されるたびに共有者は増えていき、その結果、所有者不明農地【相続未登記農地】となっていきます。

そのような状態の農地を貸すためには、相続人(共有者)を特定し、過半の方の同意を得る必要がありますが、相続人(共有者)の探索等が支障となり、農地の集積・集約化を阻害する要因となっています。また、農地の管理がなされていない耕作放棄地の発生。更に獣の住処になるなど、周辺農地へ悪影響を与える事となります。

なお、農地の相続などは、法務局(高鍋出張所 ☎23-0352)で農地の名義変更の手続きを行ってください。また、相続などにより農地を取得された場合は、農地法により、遅滞なく農業委員会への届出が義務付けられています。

農業委員会では、ご希望により、農地の管理についてのご相談や、農地の借り手や買い手を探すなどのお手伝いをします。お気軽にお問合せください。

○お問合せ先：木城町農業委員会《電話(0983)32-4738》



毎月20日は(農家・就農)相談会です

木城町農業委員会では、毎月20日の午前10時から正午まで農家・就農相談会を実施しています。農地や農業者年金等についての相談やその他農業に関することなど何でも構いません。お気軽に、農業委員会(役場別館)へお越しください。

ただし、20日が土・日・祝日の場合は、その後の開庁日となります。

～農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区について～

○農地に関するご相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局(☎32-4738)へお尋ねください。

大字地区	班	担当者名	地区名(小字)	前年筆数
				本年筆数
1 (椎木)	農業委員	曾我 広	田畑原・陣之内・小並原・佛山・牧之内・影平・下中原・新古場・上中原 桃木窪・野唐ノ鼻・似り出口・坪池・赤坂・狐久保・似り・下ノ谷・赤谷原	1,255
	推進委員	國岡 伸二	南中原・北中原・大戸亀・百合野・溜水	1,251
2 (椎木)	農業委員	後藤 ミホ	山宮・比木・忍原・大畑・古川・松原・亀ノ木・甲斐下・前田・火除牟田・岩穴口 揚牟田・唐土木・宮ノ牧・権現平・牛牟田・大谷・松下・石田・唐木坪・中島	1,351
	推進委員	吉岡 定男	岩淵・百合名・江河口・荒瀬・池田下・池田北・池田・仁田畑・永田・局田 門田・天神面・柳丸・大多賀平・星出・萱窪	1,347
3 (椎木)	農業委員	平野 豊文	舟橋・浦畑・新田・石原新田・出店・四日市・油田・立山・小河原・下鶴・重木 久保畑・八反畑・鍋田・月輪・寺山・薬師面・椋下・百田・藤堂田・上田・地頭用	1,285
	推進委員	藤井 恒美	一向瀬・鴨牟田・田畑・杉ノ本・竹下・先達屋敷・木ノ瀬川原・狐藪・向河原 中河原	1,283
4 (高城)	農業委員	久保 一美	藪村下・下鶴河原・前畑・下鶴・松本・山下・柳ノ本・河原田・藪・竹ノ本 乙王丸・横町・迫ノ内・東宮田・藪田・城下・洗ノ本・井手ノ内・東雲山	1,787
	推進委員	田村 和之	歩行坂下・宇津木ノ内・桑ノ本・田神・亀田・主ノ丸・古畑・寺尾・菅谷・平原 上小坪・下小坪	1,787
5 (高城)	農業委員	大山 裕加	永山谷・岩戸・諏訪野・永山・外堀・岩戸口・荒神松・鳥居久保・大原・西ヶ原 大萩原・堀ノ内・下萩原・駄留・赤城山・山塚・仁君谷・仁君谷前田・黒水川	1,774
	推進委員	久保田博文	岸立・高城・町・木寺	1,769
6 (川原)	農業委員	上川 安博	川間・笠・平田・小平・櫛野・今別府・内屋舗・持見・廣谷 荒谷・丸塚・金瀬・柳水・後鹿倉・宮迫	660
	推進委員	永友 文法	白木八重・甲崎谷・菅谷・上野田・本村・川原	659
7 (石河内・中之又)	農業委員	西 哲郎	上谷内・下谷内・柳谷・楠師・牧ノ原・浜口・野ヶ崎・石河内・神ノ前 地藏ノ上・大原・尾崎・大久保・倉谷・糸山・柙ヶ八重・鶴懐・春山・中別府	723
	推進委員	永友 正	川口・鹿遊・長越・惣田・大平・城・芋ヶ八重・大戸 屋敷原・菟木・中野・板谷・塊所・弓木	717
※ 原則、2名で巡回し農地の状況等を確認していただいています。(1人でも可。)				8,835
				8,813

頑張れ～若者就農者 農業委員会も応援しています。

☆認定新規就農者のご紹介☆



先進農家研修中の小野祐平さん

※認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により、青年等就農計画を作成し、市町村に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けられた就農者です。

◎小野祐平さん（川原地区）に、就農活動を通しての思いや抱負などを書いていただきました。

適正な太陽熱消毒・土壌診断に基づき病害虫の被害を抑え、10a当りの平均収量 30tを目標に栽培管理をしていきたいと思えます。胡瓜の木をしっかりこなし、雌花の着花を意識し、木が走らないような栽培をして、適切な労働力の確保、又、環境制御を使って省力化を図り、余裕を持った農業経営を目指します。

「サラリーマン」より高い生活水準を目標に、たくさんの人に農業の魅力を知ってもらい、全国の食卓で美味しく食べられる安心・安全な作物を作っていきたいです。

◎農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）の主なお仕事◎



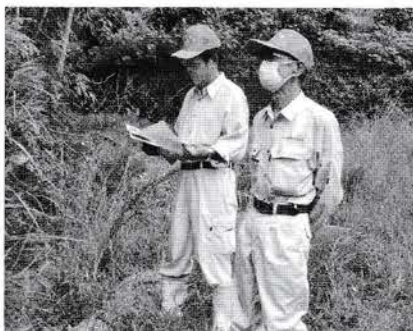
農業委員会『定例総会』

○農地法や農業経営基盤強化促進法、農地適正化あっせん事業などの議案について審議します。



木城町の農業を考える懇談会

○年に1回、各関係団体の代表者等にご出席頂き、意見交換などを行っています。



農地利用状況調査・農地パトロール

○年1回の農地利用状況調査や随時、担当区域内の農地パトロールを実施しています。



各種研修を受講

○コロナ感染防止の為、ウェブでの各種研修も受講しました。



農地転用事前調査

○農地転用（農地法第4・5条）や非農地証明願いの申請があった場合は、事前に担当委員など関係者が現地調査を行います。

○この他にも、農家さんからのご相談や苦情等の対応。農家・就農相談会の開催や農業経営改善等対策会議などの各種会合への出席などがあります。

農業委員会の業務は、『農業委員会等に関する法律』などにより定められています。その活動状況は、各委員が活動記録簿に記入し、毎月集計を行っています。また、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、活動の目標及び計画の点検・評価を総会で諮り公表する事になっています。

今後とも、農業委員会の活動等にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

将来に安心!

農業者年金

農業者年金の

6つの
ポイント



①農業者の方なら広く加入できます。

年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。（令和4年5月～60歳以上65歳未満の方も加入できます）

②少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。毎年度の積立・運用の状況は農業者年金基金から全ての加入者に個人ごとにお知らせします。これまでの運用実績は制度発足以降、令和元年度までの18年間の平均運用利回りで年2.55%となっています。

③保険料は自由に決めることができます。

保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。（35歳未満の方は、月額1万円から加入できます）

④終身年金です。

（80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。）

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

⑤税制面の優遇措置があります。

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）も非課税です。

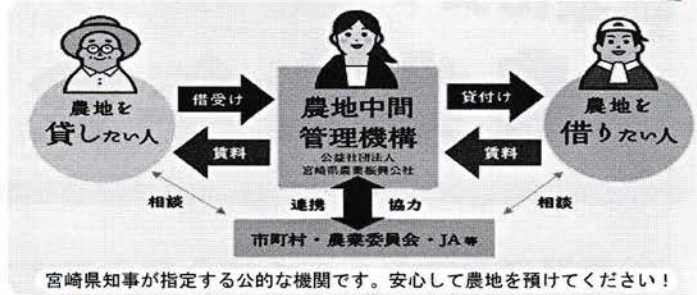
⑥保険料の国庫補助があります。（若いほど有利「政策支援加入」）

月額2万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

○お問合せは、
木城町農業委員会（Tel 3 2 - 4 7 3 8）、J A児湯木城支所（Tel 3 2 - 2 3 1 1）
までお願いします。

農地中間管理事業

農地中間管理機構が
あなたの大事な農地をお預かりし、農地を必要としている
担い手の方へお貸しします！



宮崎県知事が指定する公的な機関です。安心して農地を預けてください！

農地中間管理事業活用のメリット



出し手のメリット

- ① 機構は県が認可した公的機関なので安心です。
- ② 賃借料は機構が支払うので安心・確実です。
- ③ 契約期間終了後、農地は必ず返却されます。また、契約更新も可能です。
- ④ 要件を満たせば、協力金の交付や固定資産税の軽減が受けられます。
- ⑤ 相続税、贈与税の納税猶予が継続(税務署への届け出必用)されます。また、農業者年金の経営継承に該当します。



受け手のメリット

- ① まとまった農地を借りられるので、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- ② 複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、機構に一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。
- ③ 比較的長く農地を借りることができ、計画的に営農できます。
- ④ 要件を満たせば、基盤整備や機械導入などの補助事業やL資金の活用において優遇措置があります。
- ⑤ 正式な権利設定による管理・耕作ができます。



補助事業等の活用に当たっては要件等がありますので、詳細については気軽にお問い合わせください。

農地を貸したい人は



① 貸付の相談

機構または市町村・農業委員会・農業協同組合等の相談窓口で農用地等の貸付について相談してください。(随時)

② 登録申請書の提出

「貸付希望農用地等登録申請書」を市町村農政担当課に提出します。

③ 貸借の協議

機構が借り受けられる農用地等かの判断を行い、借受が決定したら貸付期間、賃料等の条件を協議します。

④ 貸借契約の締結

協議が整ったら、農業経営基盤強化促進法等に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

農地を借りたい人は



① 借受希望者募集への応募

機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。募集は、原則年間を通して行います。

② 応募者の公表

応募した方の氏名、応募内容を整理し、農地中間管理機構のホームページで公表します。

③ 貸借の協議

市町村・農業委員会・JA等と協力して、ご希望に沿った農地を紹介し、貸し出しの協議を行います。

④ 貸借契約の締結

協議が整ったら、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

宮崎県農業振興公社(直通)

☎0985-78-0210

木城町産業振興課

☎32-4739

木城町農業委員会

☎32-4738

JA児湯木城支所

☎32-2311